

答 申

政務調査費の収支報告書への領収書の写し等の添付の取扱いについて、下記のとおり答申します。

記

1 添付する書類

領収書その他の書面の写し又は議員が作成する支出証明書（1件当たりの金額が5万円以上のものに限る。）

2 公開（閲覧）の取扱い

山口県情報公開条例第11条に定める非開示情報（個人情報等）を除いて開示

3 規定方法

政務調査費の交付に関する条例第7条（添付書類）及び第11条（閲覧）の一部改正

4 施行時期

平成18年4月1日（平成18年度交付分から適用）

平成18年 3月10日

山口県議会議長 島 田 明 様

議会の活性化に関する検討会

会 長 柳 居 俊 学